【令和7年度追加募集】三重県育休代替任期付職員(一般事務・福祉技術) 募集要領

◆受付期間 令和7年11月20日(木)から 令和7年12月10日(水) 午後5時00分まで

※ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時00分まで。

※問合せ及び応募先は以下のとおり。

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部人事課 人事・コンプライアンス推進班 (TEL 059-224-2103)

育休代替任期付職員とは・・

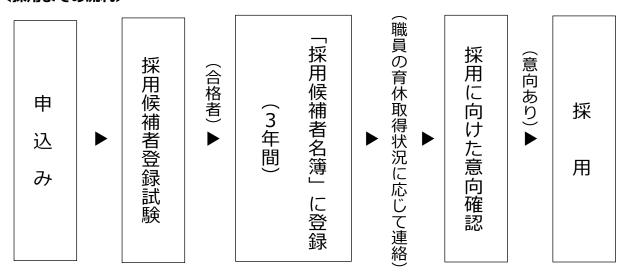
主に県庁や県の地域機関で、育児休業を取得する職員の代替職員として勤務をします。

給与、勤務時間、休暇等の勤務条件は、原則として任期の定めのない職員と同様です。ただし、育児休業の取得、育児短時間勤務等はできません。

1. 職種、職務内容等

職種	職務内容	勤務先		
一般事務	庶務・経理、企画・立案、調査、指導、折衝等の一般行政事務	知事部局等の本庁又は		
カロカトナナイギュ	子どもや子どもを持つ保護者、障がい者、生活困窮者等が必要	地域機関		
福祉技術	としている援助活動、生活支援、相談業務等			

<採用までの流れ>



- ※受験申込み時に勤務可能地等を申告していただきます。
- ※採用候補者登録試験に合格し、「採用候補者名簿」に登録された方は、本人が取消しを希望しない限り、名簿登録の日(原則、試験合格の日)から3年間登録が継続されます。
- ※「採用候補者名簿」に登録されている方には、育児休業を取得する職員の状況により、希望勤務地等をふまえ、採用に向けた意向確認をさせていただいたうえで採用となります。このため、職員の育休の取得状況等によっては、「採用候補者名簿」に登録されても採用されない場合があります。
- ※日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留資格を取得している人に限り採用となります。また、日本国籍を有しない職員は、公権力の行使に該当する業務及び公の意思形成への参画に携わる職には就くことができません。

2. 応募資格

- (1) 平成20年4月1日までに生まれた人
- (2) 基本的なパソコン (Excel、Word、Powerpoint 等) の操作ができること
- (3) **福祉技術で申し込む場合のみ**、次の①~③の施設における相談援助業務又は直接処遇業務に関する職務経験を有する人
 - ①社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設
 - ②精神保健福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設
 - ③上記①②に掲げる施設に準ずる施設としてこども家庭庁長官が認める施設 ※詳細は、別紙「【令和7年度募集】三重県育休代替任期付職員(福祉技術)応募資格について」 を確認してください。
- (4) 次のいずれにも該当しない人
 - ①拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ②三重県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊すること を主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ④平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人(心神耗弱を原因とする人以外)
 - ⑤令和7年度実施の三重県育休代替任期付職員の募集に応募をした人

3. 申认方法、受付期間

3. 甲处力	法、 安 们期间
	内容
	申込方法
	下記の URL よりお申込みください。
	URL: https://logoform.jp/f/jkuY7
	提出書類
	併せて令和7年12月10日(水)午後5時00分までに、下記の書類(各1部)を申込
	先に直接持参するか郵送(簡易書留)してください。
	① 面接カード(所定様式)
申込方法	※記入はパソコンまたは手書きのどちらでも構いません。
及び提出	パソコンの場合は、文字サイズ 12ポイント とし、行は追加しないでください。
書類	② 宣誓事項確認書(所定様式)
	③ 自己PRシート(任意様式 、提出は 一般事務の場合のみ)
	※ PC を使って 作成してください。
	※「見やすい」資料を意識し、 A4・片面1枚 に収まるように作成してください。
	※以下の2つのテーマの 両方について 記載してください。
	ア)これまでの経験(学生生活、仕事等)で成し遂げた実績や特に力を入れて
	取り組んだこと、及びそこから得たこと。
	イ)ア)で得たことは三重県職員としてどのように活かすことができるか。
申込先	〒514-8570 三重県津市広明町13番地(県庁3階)
中丛元	三重県総務部人事課 人事・コンプライアンス推進班(電話059-224-2103)
受付期間	令和7年11月20日(木)から令和7年12月10日(水)午後5時00分まで (ただし、
及び時間	土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時00分まで)

4. 選考の方法、日時・会場

職種	選考方法	日時	会場		
一般事務	書類審査				
	面接		三重県庁(津市広明町		
福祉技術	書類審査	令和7年12月中で個別調整	13番地)または三重		
	小論文(60 分)		県庁周辺施設		
	面接				

[※] 選考の日時、会場については、個別にご連絡します。

5. 合格者の発表

合否の結果は、書面で本人あてに通知します。

6. 勤務の条件

(1)任期

任期は1年以内とし、採用時に決定されます。

なお、「採用候補者名簿」の登録有効期間中に、育児休業を取得する職員の育児休業期間に延長が あった場合等には、本人の同意を得て任期を延長する場合があります。

また、当初の任期終了後も「採用候補者名簿」の登録有効期間中は、再度採用される場合があります。

(2)給与

「職員の給与に関する条例」の規定に基づく給料及び扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、 期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給されます。

(3)勤務時間、休暇

ア 勤務時間

8時30分から17時15分(休憩時間12時00分から13時00分)までの7時間45分(月曜日~金曜日)です。ただし、職場や職種によっては、異なる場合があります。

イ 休暇

年次有給休暇が採用年は15日あり(翌年以降は20日)、このほか特別休暇等があります。

(4)服務

任用期間中は、営利企業への従事等の制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。

育休代替任期付職員 Q&A

■名簿、採用関係

来旦	每 明	回答
番号	質問 採用候補者登録試験に合格し、 採用候補者名簿(以下、「名簿」 という)に登録されてから、採 用までの流れを教えてください。	回答 【採用前年度2月頃(4月1日採用の場合)】 職員の育児休業取得状況を踏まえ、採用に向けた意向確認のご連絡をします。その際、勤務予定地域、採用予定日も併せてご連絡します。 ※4月1日以外での採用の場合は、意向確認のご連絡は採用日の概ね1ヶ月前となります。 【採用日の1~2週間前】 配属先をご連絡します。
2	本庁(津市)以外の勤務地となる場合もありますか。	本庁のほか、県の各地域機関等(※)で勤務いただく場合があります。 なお、勤務地については、受験申込時に申告いただいた勤務可能地をふまえて調整を行います。 ※桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊賀、伊勢、志摩、尾鷲、熊野の各庁舎、及び県内各地の単独地域機関を指します。
3	任期はどのくらいの長さになりますか。	任期は1年以内で、育児休業を取得する職員の育児休 業取得期間に応じて採用時に決定されます。
4	任期が変わることはありますか。	名簿登録期間中に、育児休業を取得する職員の育児休 業期間に延長があった場合等には、本人の同意を得て 任期を延長する場合があります。
5	任期は名簿登録期間内で設定さ れるのでしょうか。	名簿登録期間中に採用されれば、任期は名簿登録期間 を超える場合もあります。
6	任期が終了した後も、育休代替 任期付職員として再度採用され ることはありますか。	一度採用されて任期が終了した後も、名簿登録期間中 であれば正規職員の育児休業の状況により再度採用さ れる場合があります。
7	配属先が変わること(人事異動)はありますか。	原則として任期中に配属先が変わることはありません。 ただし、任期終了後に再度、他の育児休業職員の代替職員として採用されることとなった場合は、配属先が変わることがあります。
8	名簿登録期間が終了した後も、 育休代替任期付職員として働き たい場合はどうしたらよいでしょうか。	名簿登録期間が終了するまでに再度、登録試験を受験 して合格すれば、改めて名簿に登載され、正規職員の 育児休業取得の状況に応じて採用されます。(ただし、 年度によって登録試験を実施しない場合もありますの で、あらかじめご了承ください。)

■業務内容、勤務条件関係

番号	質問	回答
9	どのような仕事をするのでしょ	正規職員と同等の仕事を行っていただきます。執務室
	うか。	内での業務のほか、直接県民の方々と対面して行う業
		務、現場に出て活躍する業務など幅広く三重県職員の
		業務を行っていただきます。
10	研修は受けられますか。	入庁直後に、三重県職員としての心構えや各種システ
		ムの基本的な操作を学ぶ研修を受けていただきます。
		その他、正規職員同様、業務を進める上で必要となる
		スキルを学ぶ研修を受けることができます。
11	時間外勤務や休日勤務はありま	正規職員と同様、配属される職場によっては必要に応
	すか。	じて時間外勤務や休日勤務をしていただくことがあり
		ます。
12	育児休業や育児短時間勤務を利	家族看護休暇(特別休暇)を取得することができま
	用できないということですが、	す。また、その他にも、正規職員と同等の年次有給休
	子どもの急な体調不良の際に仕	暇・夏季休暇・各種特別休暇が付与されます。
	事は休めますか。	
13	初任給はいくらになりますか。	個々の経歴により変わりますがおおむね次のとおりで
		す。(給料+地域手当、上限:約 273,000 円)
		・高卒後経験 10 年を有する者
		約 232,000 円~約 248,000 円
		・高卒後経験 20 年を有する者
		約 248,000 円~約 264,000 円
		・高卒後経験 30 年を有する者
		約 258,000 円~約 271,000 円
14	昇任や昇給はありますか。	昇任はありません。
		また、任期が1年以内のため、昇給もありませんが、
		任期を延長した場合には、正規職員同様、昇給する場
		合があります。

■その他

番号	質問	回答
15	育休代替任期付職員として勤務	任期のない正規職員になるためには、改めて正規職員
	した後、任期のない正規職員に	の採用試験(三重県職員採用候補者Α試験、同C試験
	なることはできますか。	など)を受験し、合格する必要があります。
16	現在、三重県の会計年度任用職	できます。
	員として勤務していますが、応	
	募することはできますか。	

17	名簿に登録されている期間中は 他の仕事に就くことができます か?	できます。 ただし、育休代替任期付職員として採用されている期間は、他の仕事に就くことはできません(営利企業等 従事許可を得た場合を除く)。
18	一旦名簿に登録された後、事情 により名簿から削除をしてもら うことはできますか。	できます。 名簿からの削除を希望する場合は、三重県総務部人事 課までご連絡ください。

【令和7年度追加募集】三重県育休代替任期付職員(福祉技術)応募資格について

「【令和7年度募集】三重県育休代替任期付職員(一般事務・福祉技術)募集要領」において、職種「福祉技術」の応募資格となる職務経験に該当するものは下記のとおりです。

下記①~③の施設における相談援助業務又は直接処遇業務

① 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設

- 地域保健法の規定により設置される保健所
- 児童福祉法に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター及び障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業を行う施設
- 医療法に規定する病院及び診療所
- 身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生相談所及び身体障害者福祉センター
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター
- 生活保護法に規定する救護施設及び更生施設
- 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所
- 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所病院及び診療所
- 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子・父子福祉センター
- 介護保険法に規定する介護保険施設及び地域包括支援センター
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援又は自立生活援助を行うものに限る。)又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に規定する女性相談支援センター及び女性自立支援施設
- 上記施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

② 精神保健福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設(①に掲げる施設を除く。)

- 精神科病院
- 市役所、区役所又は町村役場(精神障害者に対してサービスを提供する部署に限る。)
- 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業若しくは障害児相談支援事業を行う施設、児童自立生活援助 事業を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童 心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター又は里親支援センター(いずれも精神障害者 に対してサービスを提供するものに限る。)
- 医療法に規定する病院又は診療所(精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を担当診療科名として届け出ているものに限る。)
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター
- 生活保護法に規定する救護施設又は更生施設(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)

- 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所又は市町村社会福祉協議会(精神障害者に対してサービスを 提供するものに限る。)
- 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
- 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター又は 障害者就業・生活支援センター(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
- 介護保険法に規定する地域包括支援センター(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
- 法務省設置法に規定する保護観察所又は更生保護事業法に規定する更生保護施設(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
- 発達障害者支援法に規定する発達障害者支援センター (精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業(生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助を行うものに限る。)、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は基幹相談支援センター(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
- 上記施設に準ずる施設として厚生労働大臣が定める施設 (精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)

③ 上記①、②に掲げる施設に準ずる施設としてこども家庭庁長官が認める施設

- 児童福祉法に規定する保育所並びに都道府県及び市町村(特別区を含む)(児童家庭相談業務を行う部署に限る。)
- 放課後児童健全育成事業を行っている事業所
- 一時預かり事業を行っている事業所
- 小規模住居型児童養育事業を行っている事業所
- 家庭的保育事業を行っている事業所
- 小規模保育事業を行っている事業所
- 居宅訪問型保育事業を行っている事業所
- 事業所内保育事業を行っている事業所
- 病児保育事業を行っている事業所
- 認定こども園
- 一時保護施設
- 親子関係形成支援事業を行っている事業所
- その他の指定施設において児童又はその保護者への児童の福祉に関する相談に応じ、助言指導その他の 援助を行い、関係機関や関係者との連絡調整等を行う業務(児童の福祉に係る相談援助業務)を行って いる職員

なお、以下の業務は受験資格に掲げる職務経験に該当しません。

- ・事務等の相談援助業務や直接処遇業務以外の業務が主である業務
- ・医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員としての業務
- ・学校の教員としての業務

受験資格に該当するか否かの判断が難しい場合は、三重県子ども・福祉部子ども・福祉総務課(059-224-2411)までお問い合わせください。

面 接 カ ー ド

※記入はパソコンまたは手書きのどちらでも		試験の種類				申込職種				
構いません。	パソコンの場合は、文字	アサイズ			変追加募集 かんりょう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい					
	とし、行は追加しないで 場合はボールペンまたに				替任期付職 第31453					
	ッテはか ルベンよんに 丁寧に記入してください		<u>(一般</u> ふりがな	文争務、	福祉技術	寸)				
※このカードは	人物試験の際の質問の)参考資	ありがな 氏 名							
料とするものとは一切あり	で、この目的以外に使用 ません。	目するこ	, i						(歳)
勤務可能地(Z を付けてください。	なお、	記載の庁舎	近隣の直	単独地域村	幾関にな	る場合もな	あります。)	
□本庁	地域機関:□桑名	□四日ⅰ	市 □鈴鹿	□津	□松阪	□伊賀	□伊勢	□志摩	□尾鷲	□熊野
志望動機										
三番退職昌 (7)	公務員)として大切だ	ション	- レレスのF	軍山						
一里尔佩貝(7	1.協員)として代明に	- こ心 ノ、		生山						
まれたぶ白夢)	している性格(長所、	信託)								
めなだが日見し	している性格(女所、	起川								
最近関心や興味	未をもった社会問題、	時事二	ュース							
趣味・特技など	<i>3</i> *									
~E/K 191X/4 C										
										

官誓事項確認書

私は、次のいずれにも該当しておりません。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその 執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 三重県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下 に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他 の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 4 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を 受けている人(心神耗弱を原因とする人以外)

令和 年 月 日

氏名(自筆)

[※]宣誓事項に不正があると採用される資格を失うことがあります。